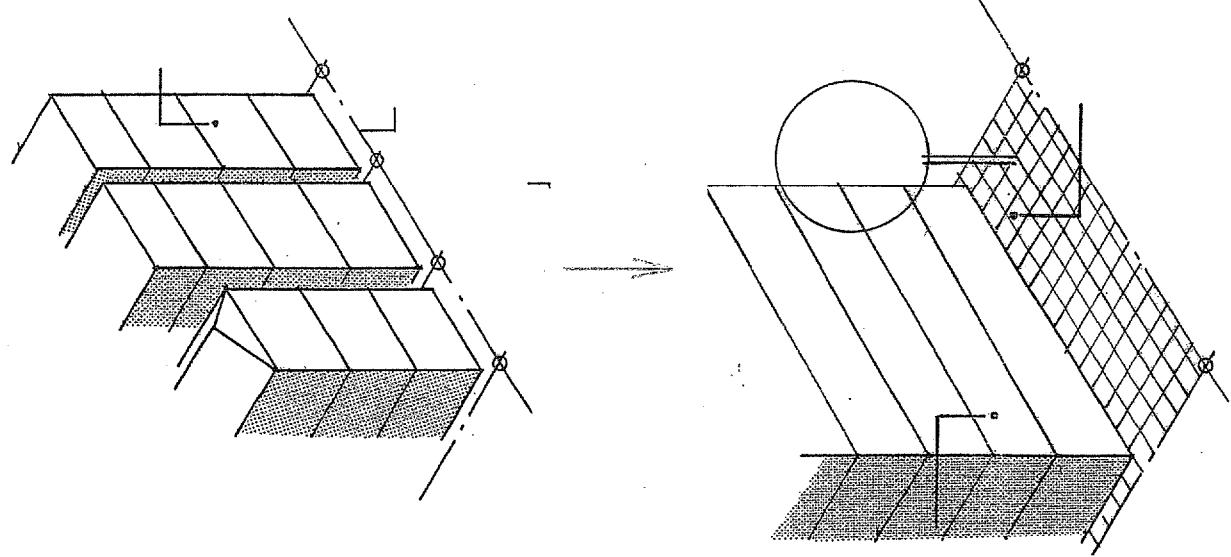


① 敷地・用途

ア 敷地の規模・形態

●B地区基準

- ・今の敷地形態から、少しでもゆとりある空間をとるよう配慮する。
- ・建て替えや改修の際でも、協調建て替えを行うなど空間としてのまとまりを生み出す。



建物を共同化することにより、統一感のある街並みを有効に利用せしめます。また空地をもたず、よりどりとどりともどとに利用することも可能になります。

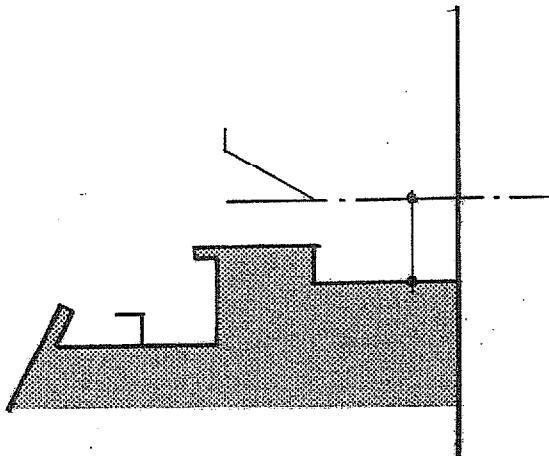
・建て替えの際、共同化ができるところと、隣接するところとの間で、街並みの魅力を高めます。

① 敷地・用途

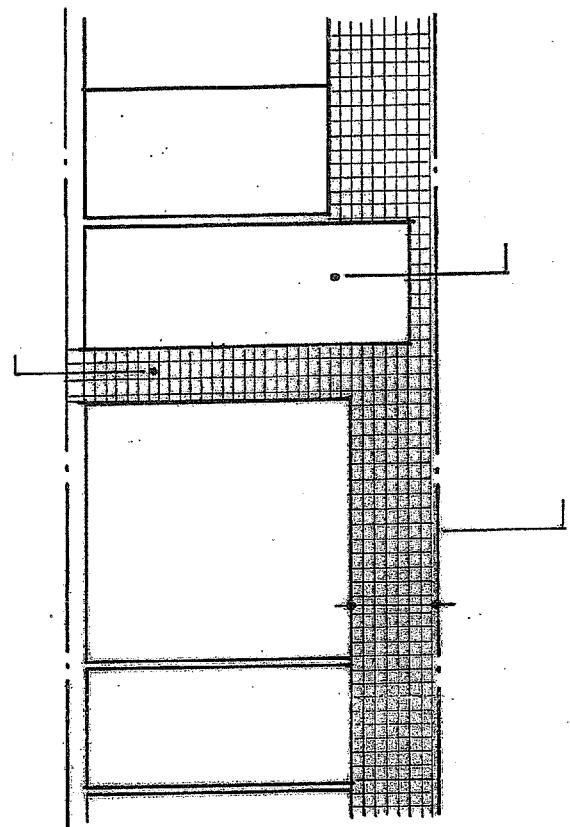
イ 有効空地の確保

● B地区基準

- ・建て替えるのときには、公園にして壁面を後退して、まことに通りと通りと公園を確保する。
- ・ゆとりの空間には緑化や‘あそび’を創出し、歩いて樂しませる。



- ・壁面後退により生じたオープンスペースを有効的に利用し、公園としての連続性を保つことをめざす。商業の活性化による人気につながります。



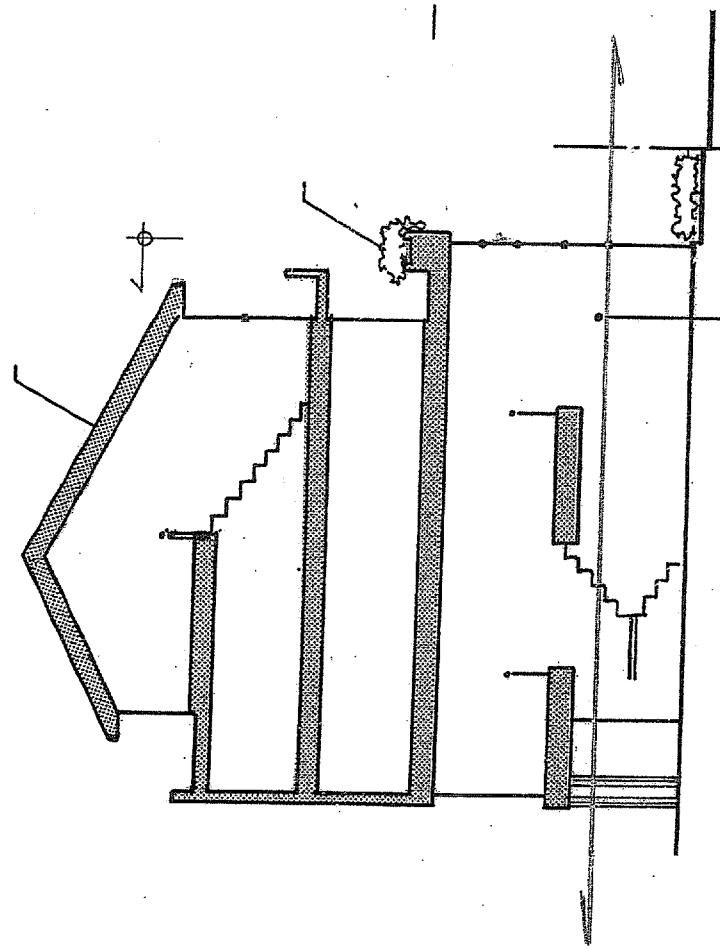
- ・通り抜け通路等を設けることによる高さのあるアーケード、電車通り、歩道、街並みなどを生む多様な商店街を形成する力があります。

① 敷地・用途

ウ 建物用途・利用形態

● B 地区基準

- ・1階部分は商業地にふさわしい、にぎわいを生み出す店舗を配置し、公園側からの出入りが可能な建物形態とする。
- ・公園を歩く人々にも店のにぎわいが感じられるものにする。
- ・上層部には居住機能を配置し、住む人もまちを歩く人にも、居地よくなれる雰囲気づくりに努める。

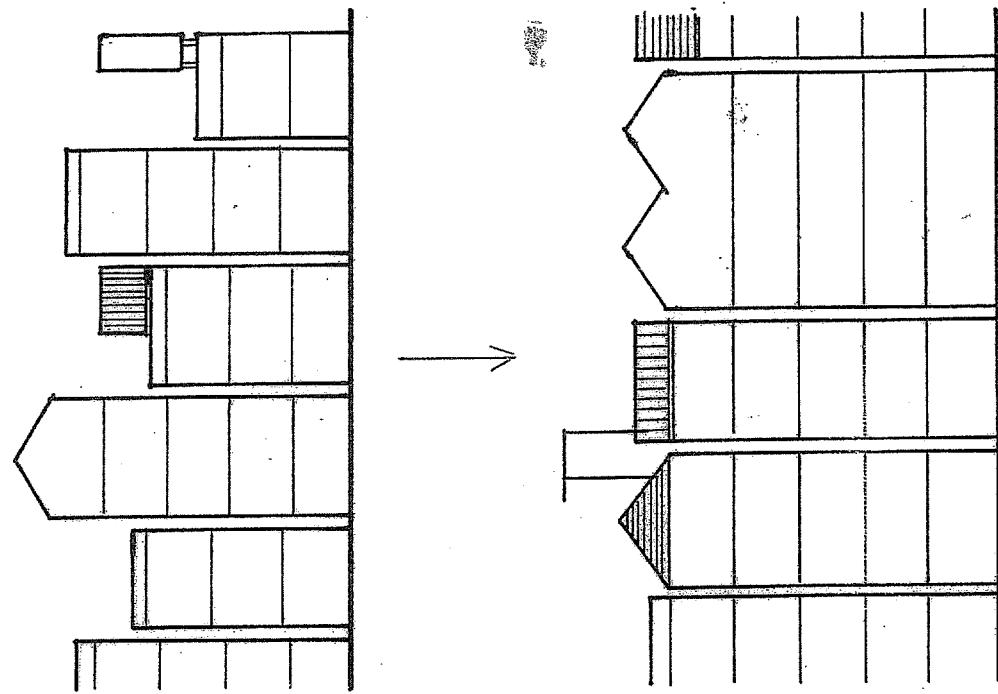


- ・居住機能を横断的に盛り込むことでより、地域コミュニティ活性化させ、商業地の魅力をより高めます。
- ・街並みのイメージを決める低層（1～2階）部分は倉庫、住宅などの用途は望ましくありません。
- ・はりまや橋公園に接する立地条件を生かすことは、より新しい商業活動の場が生まれ、周辺地区全体の商業の活性化になります。

② 建物 工 高さ・階高

● B 地区基準

- ・建物の高さや階高は、街並みの美しさを損なわ
ないよう配慮する。



- ・高さ、階高の極端なバラツキをなくすことによつ
て、多様な建物の集まりをバランスのよい街並み
とすることができます。

② 建物 才 形態・ファサード

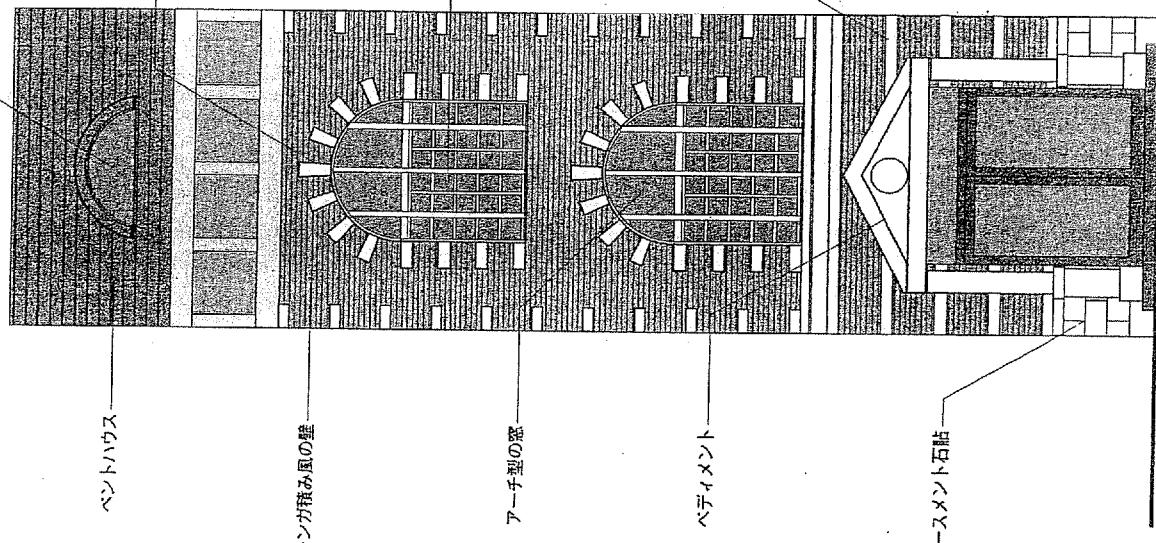
●B地区基準

- “大正ロマン”を街並みのイメージとして感じられるようになります。

力 色彩・素材

●B地区基準

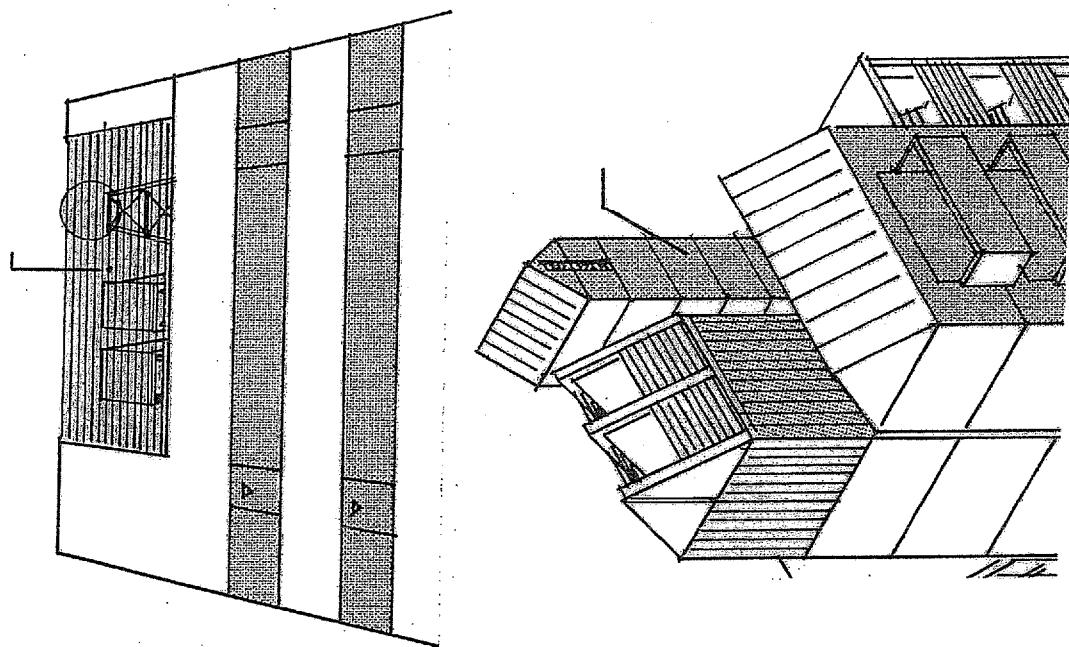
- 良質で耐久性に優れた材料でしあげ、落ち着いた（外壁は石、用する。）
霧の外気はガラス張りを基本とし、できるだけ本物を使用する。）
- 極端なデザインや色彩は避け、素材を活かしたシックで落ち着いたイメージで仕上げる。
- 建物の色彩は、周辺エリア全体としてのまとまりを考慮して計画する。
- まちの“テーマカラー”をアクセントとして用いる。



③ 附屬物 キ 建築設備

● B 地区基準

- 建築設備は直接見えないように工夫して設置する。

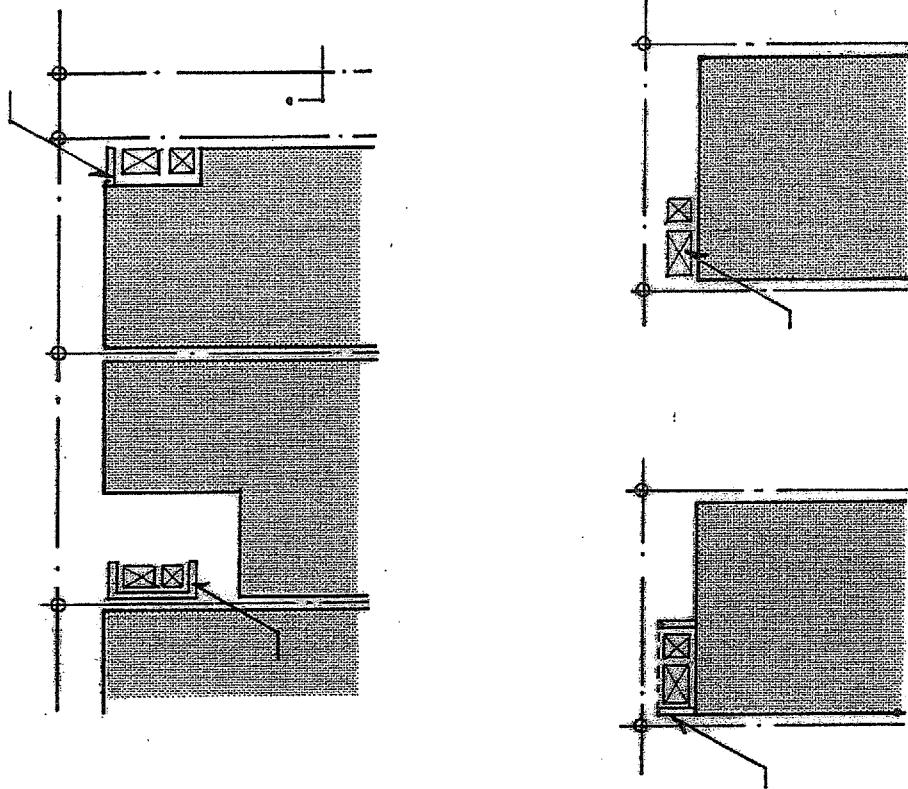


-
- 空調の屋外機、配電盤等は設置の位置又は景観はデザイナを考慮することによって街並みの景観は向上します。
-

③ 附属物 ク 自動販売機

●B 地区基準

- 街並みのイメージを考慮し、できるだけ設置しない。
(ただし、街並みのイメージを壊さない配慮がなされているものについては設置可能とする。)



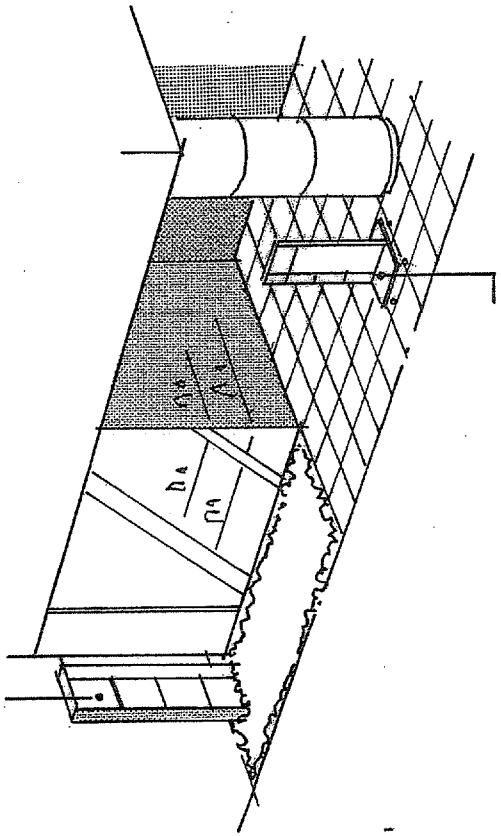
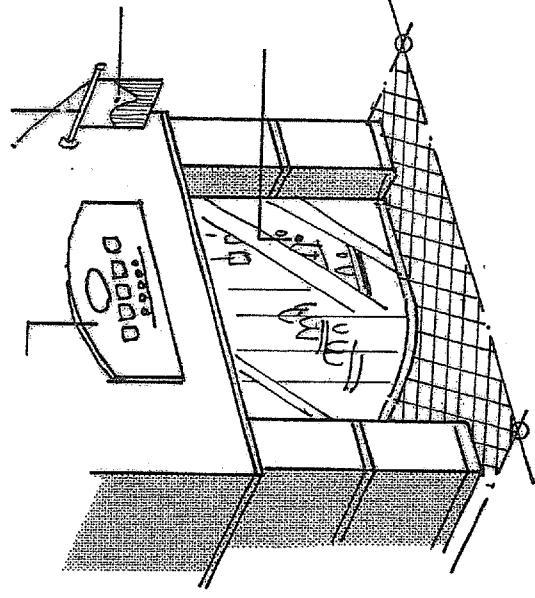
- 自動販売機は高彩色のものが多く、乱立すると街並みの景観を阻害します。

③ 附屬物

ケ 広告物

共通事項

- B地区基準
 - ・公園にはみださない形態とする。
 - ・街並みや店のイメージを高めるようなデザインとする。
 - ・建物や街並みと調和させ、できるだけ集約する。
 - ・街並みの連續性を乱さないようにする。



- ・一定のルールのもとに設置された広告物は街並みに秩序をもたらすとともに、アクセントとして商業地としての活気を生み出します。

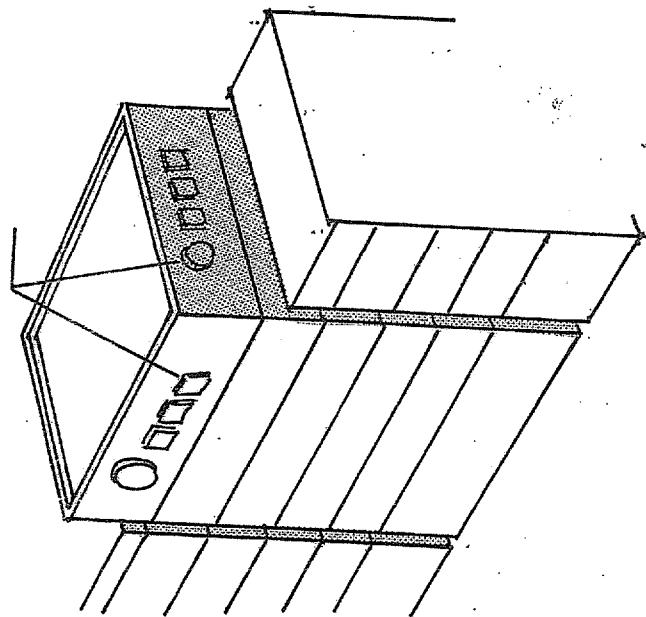
③ 附屬物

ケ 広告物

屋上広告物

● B地区基準

- ・建物一棟に一ヶ所とする。
- ・広告物を支持する支柱等は見えない工夫をする。
- ・自己用に表示するものを原則とする。
- ・公園北側は原則的に設置しない。

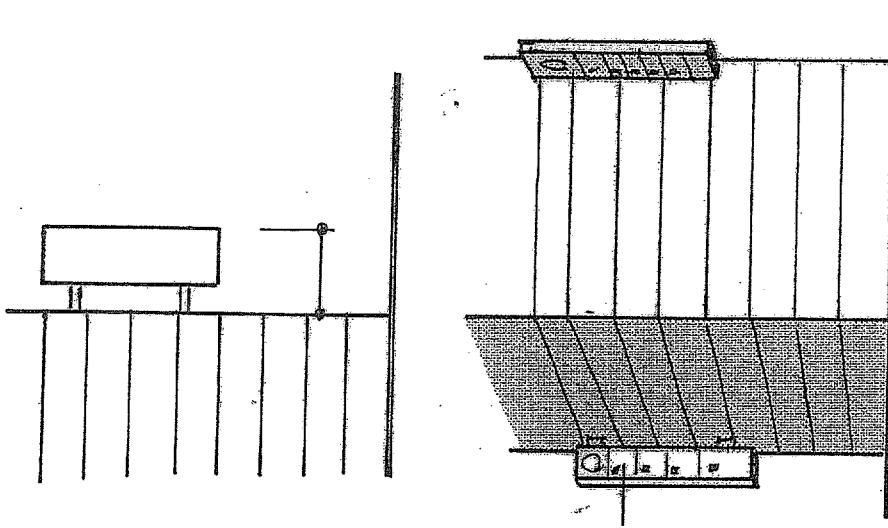


③ 附屬物 ケ 広告物

突出広告板等

● B地区基準

- ・ ファサードに一ヵ所とする。
- ・ 突き出し幅は、取り付け面から 1m 以内とする。



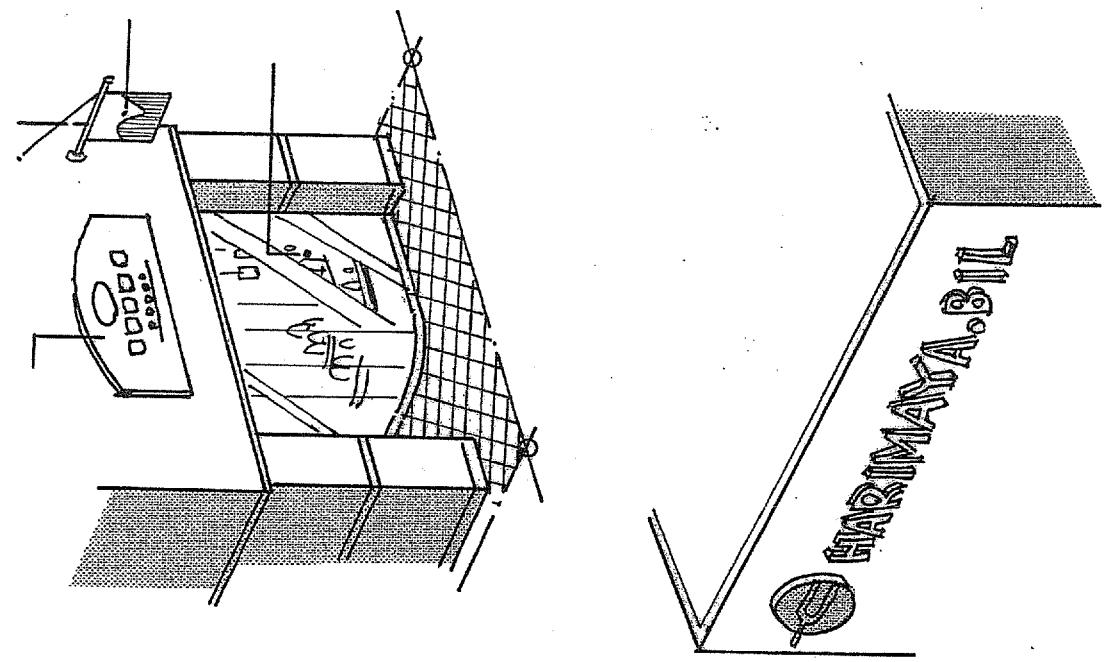
③ 附属物

ケ 広告物

壁面広告物等

● B 地区基準

- ・ フアサードに一力所とする。



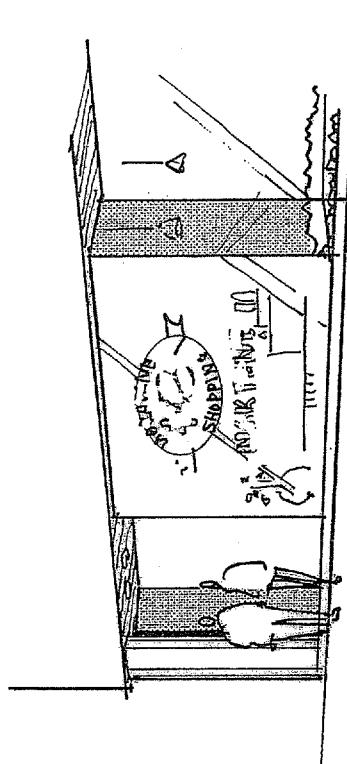
③ 附属物

ケ 広告物

窓面広告物

● B 地区基準

- ガラス面などへの設置は、3階以上には行わない。

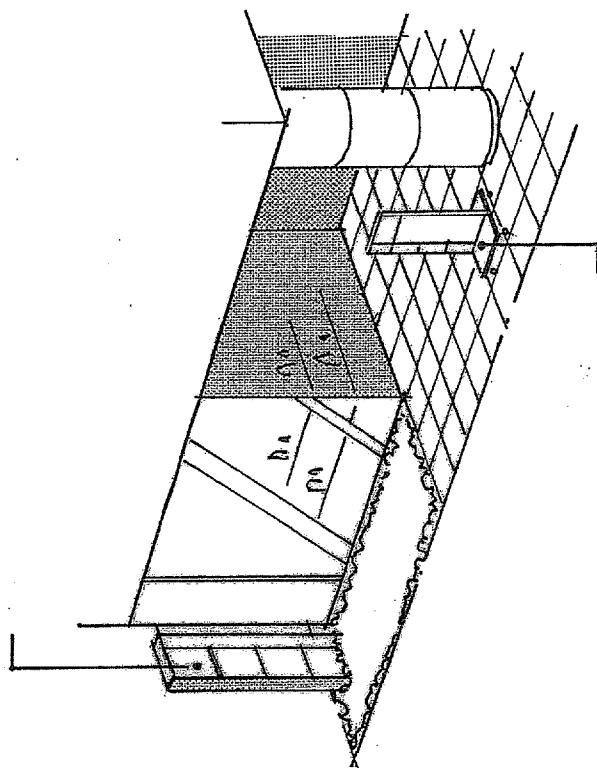


③ 附属物 ケ 広告物

独立広告物

● B地区基準

- ・集合化に努める。
- ・街並みの全体イメージと調和したデザインとする。

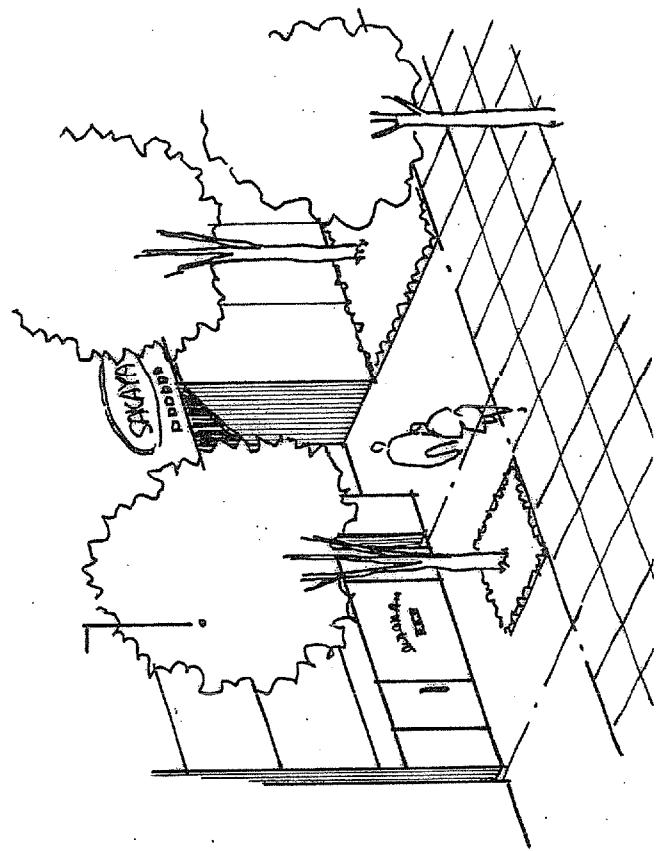
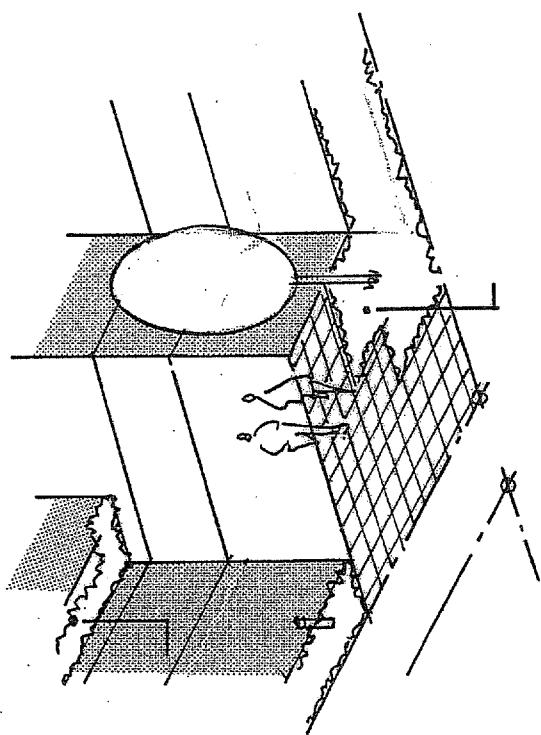


④ その他

口 植栽

● B 地区基準

- ・建物低層部やオーフィス、パーキング、窓辺等には積極的に緑を生み出す。



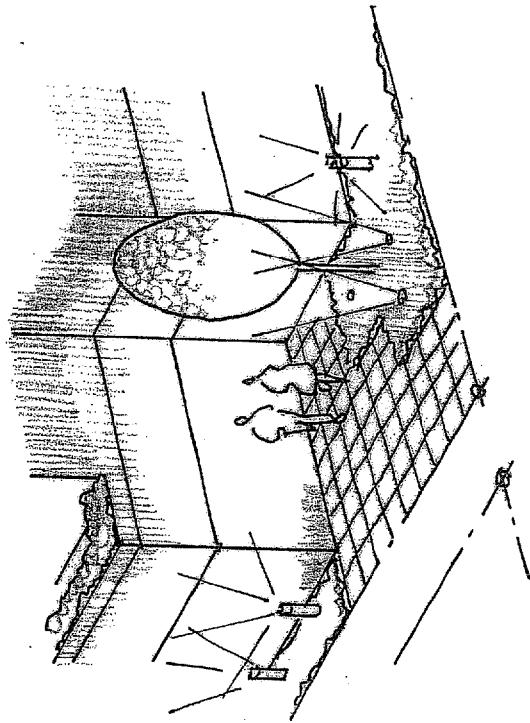
- ・豊かなみどりは、街の個性となり、公園の緑、水辺と一体となつて、街並みに潤いを与える。

④ その他

サ 夜景

● B地区基準

- ・ショーウィンドウやオーナースペースはライトアップなどにより通りに魅力を与えること。



- ・夜間も明るい魅力ある商空間は人々を引きつけます。

④ その他

シ 維持管理

●B地区基準

- ・だれもが快適さを感じるよう、街並みの維持管理に努める。

・公園や建物周辺の清掃活動や自転車を駐輪場に置くことには、心地よい空気を維持する目的があります。自分たちが心地よい環境をつくるために、みんなで協力して工夫をしませんか。